

源泉徴収のしかた

平成 30 年 版



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

平成30年からの配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

- 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正され、平成30年分以後の所得税について適用されます。
- 平成30年1月以後に支払を受けるべき給与等に係る毎月（毎日）の源泉徴収税額の算出方法などについては、この冊子や国税庁ホームページをご覧ください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



 国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この「源泉徴収のしかた」は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要を説明したものです。正しく源泉徴収をするため、この説明書を十分活用していただきたいと思います。

凡 例

- この「源泉徴収のしかた」は、平成 29 年 11 月 1 日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- 文中で用いている略語は、次のとおりです。

所 法	……………	所得税法（昭 40 法律第 33 号）
所 令	……………	所得税法施行令（昭 40 政令第 96 号）
所 規	……………	所得税法施行規則（昭 40 大蔵省令第 11 号）
措 法	……………	租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措 令	……………	租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）
措 規	……………	租税特別措置法施行規則（昭 32 大蔵省令第 15 号）
法 法	……………	法人税法（昭 40 法律第 34 号）
平○改正 法 附 則	……………	所得税法等の一部を改正する法律（平○法律第△号）附則
復興財確法	……………	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平 23 法律第 117 号）
復興特別 所得税省令	……………	復興特別所得税に関する省令（平 24 財務省令第 6 号）
実施特例省令	……………	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭 44 大蔵・自治省令第 1 号）
外国居住者等 所得相互免除法	……………	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭 37 法律第 144 号）
基 通	……………	所得税基本通達（昭 45 直審（所）30）
措 通	……………	昭 63. 3. 31 付直法 6-8 ほか 1 課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱い《源泉所得税関係》について」通達
措 通（譲）	……………	平 14. 6. 24 付課資 3-1 ほか 3 課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」通達
- 文中、例えば「所法 9 ①三イ」とあるのは、所得税法第 9 条第 1 項第 3 号イの条項を示します。



目 次

第 1	源泉徴収制度の概要	1	Ⅱ	内国法人に対して支払う報酬・料金等	24
第 2	給与所得の源泉徴収事務	4	第 5	配当所得の源泉徴収事務	24
Ⅰ	源泉徴収事務のあらまし	4	第 6	非居住者又は外国法人に支払う所得の 源泉徴収事務	24
Ⅱ	給与所得の範囲	5	第 7	その他の所得に対する源泉徴収	26
Ⅲ	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	7	第 8	その他	27
Ⅳ	源泉徴収に際して控除される各種控除	8	Ⅰ	源泉徴収税額の過誤納額の還付	27
Ⅴ	税額表の適用方法	14	Ⅱ	源泉徴収票及び支払調書の提出	27
Ⅵ	税額の求め方（平成 30 年分）	17	Ⅲ	災害被害者に対する救済	29
Ⅶ	年末調整	19	Ⅳ	給与所得者で確定申告をすれば源泉徴 収税額が還付される場合	29
Ⅷ	源泉徴収をした所得税及び復興特別 所得税の納付	20	〈参考〉各種届出書等の記載例		
Ⅸ	給与等の支払明細書の交付	20	○	給与支払事務所等の開設届出書	30
第 3	退職所得の源泉徴収事務	21	○	源泉所得税の納期の特例の承認 に関する申請書	30
Ⅰ	退職所得の範囲	21	○	退職所得の受給に関する申告書	31
Ⅱ	退職手当等の区分	21	○	源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書	31
Ⅲ	退職所得控除額	21	○	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計 算書（納付書）の記載例	34
Ⅳ	税額の求め方（平成 30 年分）	22			
第 4	報酬・料金等の源泉徴収事務	22			
Ⅰ	居住者に対して支払う報酬・料金等	23			

銀行、証券会社、保険会社など金融機関等が行う源泉徴収事務や公的年金等の源泉徴収事務については、「源泉徴収のあらまし」（国税庁ホームページへの掲載のほか、冊子による提供も行っています。）をご覧ください。

第1 源泉徴収制度の概要

I 源泉徴収制度の意義

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。

この制度により源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉徴収だけで課税関係が終了する源泉分離課税の利子所得などを除き、最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算されます。

II 源泉徴収義務者

源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります（所法6、復興財確法8②）。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする個人が支払う給与等や退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等については、源泉徴収をする必要はありません（所法184、200、204②二）。

III 源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その納税地の所轄税務署に納付することになります。この場合の納税地は、原則として、源泉徴収の対象とされている所得の支払事務を取り扱う事務所や事業所等のその支払の日における所在地とされています（所法17、復興財確法11②）。

なお、その支払事務を取り扱う事務所等の移転があった場合には、移転前の支払に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地は、移転の届出書に記載すべき移転後の事務所等の所在地とされています（所法17、所令55①）。

IV 給与支払事務所等の届出

1 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法230、所規99）。

- (1) 新たに給与等の支払事務を取り扱う事務所等を設けたこと（例えば、法人の設立、支店や営業所の開設等）。
- (2) 支店、営業所等で新たに給与等の支払事務を取り扱うこととなったこと。

（注）個人が新たに事業を始めたり、事業を行うための事務所などを設けたりした場合には、「個人事業の開業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（所法229）、この届出書の提出は不要です（所法230）。

2 「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法230、所規99）。

- (1) 解散や廃業、休業等により給与等の支払がなくなったこと。
- (2) 支店や営業所等で給与等の支払事務が本店や主たる事務所等へ引き継がれたこと。
- (3) 給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転したこと。

（注）1 個人の事業者が事業を行う事務所等を移転したり廃止したりした場合には、「個人事業の廃業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（所法229）、この届出書の提出は不要です（所法230）。

- 2 給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転した場合には、移転前の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出することになっています（所規99）。

V 源泉徴収の対象となる所得の範囲

源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて次の表のとおりとなっています。

なお、これらのうち主なものについては、それぞれの項で説明します。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲
居住者 (所法2①三) 国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人	1 利子等(所法23、181①、措法3の3①③、4の4①、6②、9の3の2①、37の11の6⑥) 2 配当等(所法24、25、181、措法8の2①、8の3①③、9の2②、9の3の2①、37の11の6⑥) 3 給与等(所法28、183) 4 退職手当等(所法30、31、199、措法29の4) 5 公的年金等(所法35③、203の2) 6 報酬・料金等(「3 給与等」又は「4 退職手当等」に該当するものを除きます。)(所法204、所令320、措法41の20) 7 保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金(所法207) 8 定期積金の給付補填金等(所法174三～八、209の2、措法41の10) 9 匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法210) 10 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等(措法37の11の4) 11 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 12 割引債の償還差益(措法41の12) 13 割引債の償還金に係る差益金額(措法41の12の2)
内国法人 (所法2①六) 国内に本店又は主たる事務所を有する法人	1 利子等(所法174一、212③、措法3の3②③、6②) 2 配当等(所法174二、212③、措法8の2③、8の3②③、9の2①②、9の3の2①) 3 定期積金の給付補填金等(所法174三～八、212③) 4 匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法174九、212③) 5 馬主が受ける競馬の賞金(所法174十、212③) 6 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 7 割引債の償還差益(措法41の12) 8 割引債の償還金に係る差益金額(一定の内国法人に限ります。)(措法41の12の2)
非居住者 (所法2①五) 居住者以外の個人 及び 外国法人 (所法2①七) 内国法人以外の法人	1 次に掲げる国内源泉所得(所法161①四～十六、212①②⑤、措法9の3の2①、37の11の6⑥、41の22) (1) 組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分 (2) 国内にある土地等の譲渡による対価 (3) 国内において人的役務の提供事業を行う者が受けるその役務提供の対価 (4) 国内にある不動産などの貸付けの対価及び地上権などの設定の対価 (5) 国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等 (6) 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息、国内にある営業所等に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配 (7) 国内において業務を行う者に対するその国内業務に係る貸付金の利子 (8) 国内において業務を行う者から受けるその国内業務に係る工業所有権、著作権等の使用料若しくは譲渡の対価又は機械、装置等の使用料 (9) 給与等その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務等に基因するもの、公的年金等のうち一定のもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するもの(非居住者のみ) (10) 国内において行う事業の広告宣伝のための賞品 (11) 国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社や損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金等 (12) 国内にある営業所等が受け入れた定期積金の給付補填金等 (13) 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配 2 恒久的施設を有する非居住者が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等(措法37の11の4) 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 4 割引債の償還差益(措法41の12) 5 割引債の償還金に係る差益金額(措法41の12の2)

VI 源泉徴収をする時期

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。

(注) 1 源泉徴収を行う際の「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為を含みます(基通181～223共-1)。

2 配当等、役員賞与、組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分については、現実に支払っていない場合でも一定期間が経過した日に支払ったものとみなされ、源泉徴収をする必要があります(所法181②、183②、212⑤)。

VII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

1 納付期限

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月 10 日までに納付しなければならないことになっています（所法 181 ほか）。

なお、この納付期限の日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります（国税通則法 10 ②、国税通則法施行令 2 ②）。

この納付期限までに納付されない場合には、原則として源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなります（国税通則法 60、67、68 ③）。

2 納期の特例

給与等の支給人員が常時 10 人未満である源泉徴収義務者については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を次のように年 2 回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています（所法 216、217）。

なお、この申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請月の翌々月の納付分からこの特例が適用されます（所法 216、217 ⑤）。

区 分	納 付 期 限
1 月から 6 月までの間に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税	7 月 10 日
7 月から 12 月までの間に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税	翌年 1 月 20 日

(注) 1 納期の特例の対象は、次に掲げるものに限られます（所法 216）。

- ① 給与等及び退職手当等（非居住者に支払ったこれらのものを含まず。）について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税
 - ② 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法第 204 条第 1 項第 2 号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税
- 2 この申請書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます（国税通則法 22）。

3 納付の手続

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、e-Tax（イータックス）を利用して納付するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法 220、所規 80、措令 5 の 2 の 3 ①、25 の 10 の 11 ⑥、25 の 10 の 13 ⑬、26 の 10 ①、26 の 17 ⑨、国税通則法 34 ①、復興財確法 28 ⑤、復興特別所得税省令 6）。

また、所得税徴収高計算書（納付書）の種類とその使用区分は、次の表のとおりですが、納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号を忘れずに納付書に記入してください。

なお、e-Tax に関する詳しい情報は、e-Tax ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】でご確認ください。

所得税徴収高計算書（納付書）の種類	略 号	左の納付書を使用する所得の種類
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）（一般用及び納期特例用）	給	給与所得、退職所得及び弁護士、税理士等の報酬・料金
報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）	報	弁護士、税理士等の報酬・料金以外の報酬・料金等、生命・損害保険契約等に基づく年金及び公的年金等
利子等の所得税徴収高計算書（納付書）	利	利子所得、投資信託（法人課税信託を除きます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配（源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る利子所得を除きます。）
配当等の所得税徴収高計算書（納付書）	配	配当所得（投資信託（法人課税信託を除きます。）、特定受益証券発行信託の収益の分配及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得を除きます。）
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）	非	非居住者及び外国法人に支払う各種の所得（償割株の納付書を使用する所得を除きます。）
償還差益の所得税徴収高計算書（納付書）	償	割引債の償還差益（発行時源泉徴収）
割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書（納付書）	割	割引債の償還金に係る差益金額（償還時源泉徴収）
定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（納付書）	定	定期積金の給付補填金等及び懸賞金付預貯金等の懸賞金等
上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書（納付書）	株	・源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得等 ・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等及び配当所得

第2 給与所得の源泉徴収事務

居住者に支払う給与所得の源泉徴収事務は、月々（日々）行う給料や賞与などの源泉徴収の事務と年末に行う年末調整の事務とに大別され、①課税対象となる給与所得の範囲、②配偶者控除や扶養控除などの各種控除の適用要件、③税額表の使い方や具体的な税額計算の方法などが、そのポイントとなります。

（注） 居住者而非居住者との区分は、その人の国籍や在留資格（入国ビザ）には関係がなく、その人が国内に住所を有するか又は国内に継続して1年以上居所を有するかどうかなどにより判定しますが、次の場合には、それぞれ次のように取り扱われます。

- 1 国内に居住することとなった人が、国内に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有する人と推定されます（所令14）。
- 2 国外に居住することとなった人が、国外に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有しない人と推定されます（所令15）。

※ この冊子における「税額表」とは、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」のことをいいます。

I 源泉徴収事務のあらまし

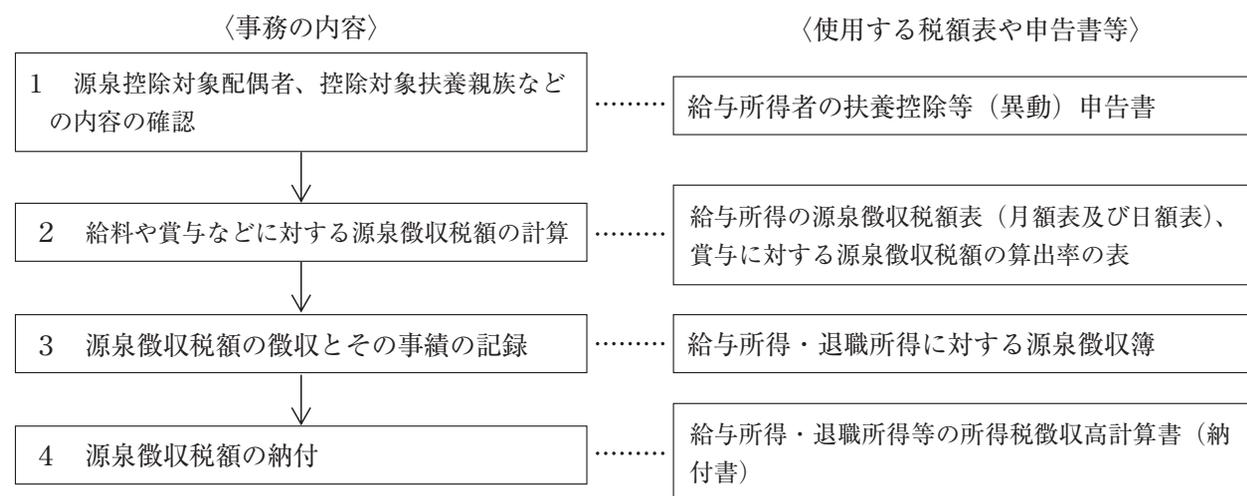
給与所得の源泉徴収事務のあらまし及び源泉徴収を行うに当たって使用する税額表や申告書等は、次のとおりです。これらの税額表や申告書等は、税務署に用意してあります。

また、国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページを設けています。

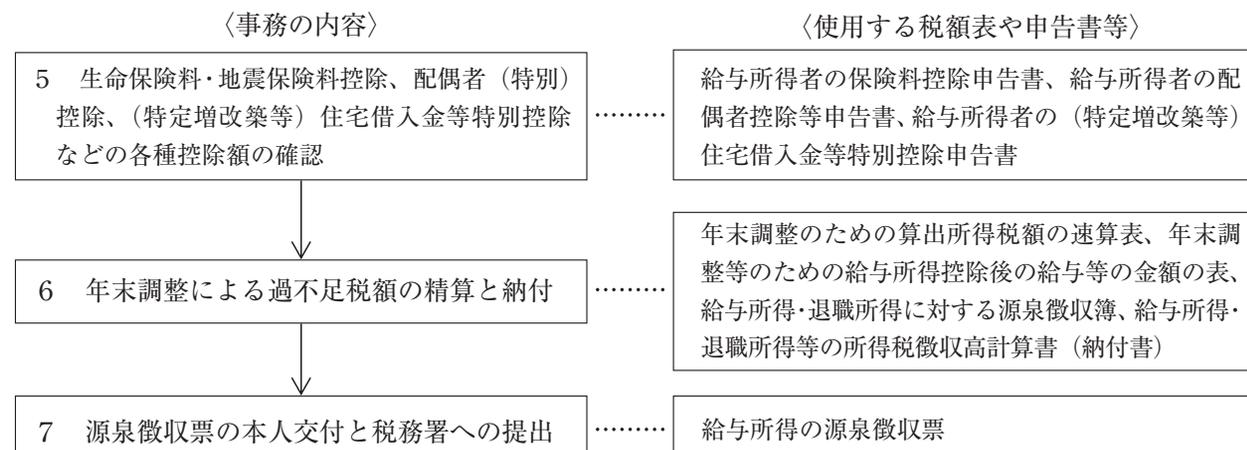
この特設ページでは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式や、「源泉徴収のあらまし」などの各種手引・パンフレットをはじめ、源泉所得税に関する質疑応答事例など源泉徴収の手に際し必要となる情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、この特設ページは、国税庁ホームページのトップページからアクセスすることができます。

○ 月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務



○ 年末調整事務等



II 給与所得の範囲

給与所得には、通常の俸給や給料、賃金、賞与のほか、諸手当やいわゆる現物給与も含まれます。
この給与所得の範囲について注意していただく点は、おおむね次のとおりです。

1 通勤手当等

通勤手当（通常の給与等に加算して支給されるものに限り、）や通勤用定期乗車券（これらに類する乗車券を含みます。）は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されないことになっています（所法9①五、所令20の2）。

区 分	課 税 さ れ な い 金 額	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度150,000円）	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	（全額課税）
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度150,000円）	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 （最高限度150,000円）	

（注）1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません（基通9-6の3）。

2 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないこととなりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。

2 特殊な給与等

区 分	取 扱 い
旅 費	給与所得を有する人の次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません（所法9①四）。 ① 勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行 ② 転任に伴う転居のために行う旅行 ③ 就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行
宿 日 直 料	宿日直料は、宿日直を本来の職務とする人の宿日直料など一定のものを除き、1回の宿日直について支給される金額のうち4,000円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については、課税されません（基通28-1）。
交 際 費 等	交際費や接待費などとして支給される金品は原則として給与等とされますが、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかなものについては、課税されません（基通28-4）。
結 婚 祝 金 品 等	雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通28-5）。

区 分	取 扱 い
葬祭料、香典、見舞金等	葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通9-23）。
労働基準法等の規定による各種補償金	労働基準法や船員法の規定により受ける療養の給付や休業補償などについては、課税されません（所法9①三イ、所令20①）。
学 資 金 等	学資に充てるために給付される金品のうち給与その他対価の性質を有するものについては、非課税の対象から除外されていますが、給与所得者が使用者から受ける学資金のうち、通常の給与等に加算して給付されるものについては、法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるために給付するものなど一定の場合を除き、課税されません（所法9①十五）。

3 現物給与の取扱い

給与等は金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように物や権利その他の経済的利益で支給されることがあります。

このような、いわゆる現物給与も給与等に当たりますが、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭による給与等と異なる性質があり、また、⑤政策上特別の配慮を要するものなどもあるため、特定の現物給与については、課税上金銭による給与等とは異なった次のような特別の取扱いが定められています。

区 分	取 扱 い
食 事 の 支 給	<p>使用者が支給する食事については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、その食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、その使用者の負担額（その食事の価額－その人の負担した金額）の全額が給与所得とされます（基通36-38の2）。</p> <p>この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。</p> <p>なお、使用者が支給する食事については、次に掲げる金額により評価します（基通36-38）。</p> <p>① 使用者が調理して支給する食事については、その食事の材料や調味料等に要した、いわゆる直接費の額</p> <p>② 使用者が飲食店等から購入して支給する食事については、その購入価額</p> <p>以上のほか、通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません（基通36-24）。</p>
制 服 等 の 支 給	職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等については、課税されません（所法9①六、所令21二、三、基通9-8）。
社 宅 等 の 貸 与	<p>使用人等に対して社宅や寮等を貸与することにより使用人等が受ける経済的利益については、使用人等から一定の算式により求めた社宅等について通常支払うべき賃貸料の額以上の賃貸料を徴収していれば課税されませんが、使用人等から徴収している賃貸料が、その社宅等について通常支払うべき賃貸料の額を下回っている場合には、その差額が給与所得とされます（基通36-40～36-48）。</p> <p>なお、役員に貸与している社宅が、いわゆる豪華社宅である場合には、通常の賃貸料の額は一般の賃貸住宅とした場合に通常支払うべき使用料の額により評価することとされています（平7課法8-1）。</p>
レクリエーションの費用の負担	<p>レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受ける経済的利益については、自己の都合でその行事に参加しなかった人に対してその参加に代えて金銭を支給する場合や役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません（基通36-30）。</p> <p>なお、レクリエーション旅行については、旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしており、かつ、その経済的利益の額が少額不追及の趣旨を逸脱しない範囲内である場合には、原則として課税しなくて差し支えありません（昭63直法6-9、平5課法8-1改正）。</p>

区 分	取 扱 い
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね10年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません（基通36-21）。
創業記念品等の支給	創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものでない限り、課税されません（基通36-22）。 なお、その価額が10,000円以下のものであるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。
商品、製品等の値引販売	使用者が取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません（基通36-23）。
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるための貸付けにより供与されるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません（基通36-28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費などを使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（基通36-29）。

Ⅲ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与等の支払を受ける人は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2か所以上から給与等の支払を受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないこととされています（所法194①）。

この申告書は、扶養親族や源泉控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされており、この申告書の提出のない人が支払を受ける給与等については、源泉徴収税額表の「乙」欄（この申告書を提出した場合よりも高い税率とされています。）が適用されることとなりますので、この申告書を提出できる人（主たる給与等の支払者から給与等の支払を受ける人）についてはこれを提出するよう指導してください。

なお、給与等の支払を受ける人から受理したこの申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与等の支払者が保存することとされています（所規76の3）。

《社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に係る源泉徴収事務での主な取扱い》

(1) 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合には、給与所得者から給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受ける必要があります。

（注）給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載されるべき給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、その給与所得者が提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、その帳簿に記載されているマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととされています（所法198⑥、所規76の2⑥～⑪）。

(2) 本人確認の実施

給与等の支払者が、給与所得者からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認【番号確認】と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認【身元確認】を行う必要があります。

なお、給与等の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー（個人番号）の提供を行う給与所得者本人のみとなります（源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります）。

(注) 本人確認を行う場合に使用する書類の例

- ① マイナンバーカード【番号確認と身元確認】
- ② 通知カード【番号確認】+ 運転免許証、健康保険の被保険者証など【身元確認】(写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には2種類が必要です。)

※ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について、詳しくは内閣府ホームページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

〔記載例〕

平成30年分 給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 49年 1月 1日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合は、〇を印字してください。)
税務署長 練馬	給与の支払者の法人(個人)番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	あなたの氏名 山川 太郎	世帯主の氏名 山川 太郎	
市区町村長 練馬	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	あなたの住所又は居所 (郵便番号 176-8503) 東京都練馬区栄町23-7	あなたとの続柄 本人
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。			配偶者の有無 ④ 無	



この申告書は、あなたの給与について扶養控除等申告書の提出(提出している場合は、〇を印字してください。)

この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する場合は、2が所以上から給与の支払者(受給者)に提出する必要があります。

この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告書の記入方法」を必ずご確認ください。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ 山川 明子	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		平 50・10・5	東京都練馬区栄町23-7	
主たる給与から控除される扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以降生)	ヤマカワ カズコ 山川 和子	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	母	平 23・5・10	〃	
	ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	子	平 13・5・17	〃	
		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX				

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外(国外扶養親族)	平成30年中の所得の児童数	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平15.1.2以降生) ヤマカワ ジョロロ 山川 二郎	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	子	平 16・7・5	東京都練馬区栄町23-7		0	

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

IV 源泉徴収に際して控除される各種控除

1 給与所得控除

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされています(所法28②)。

この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次のように定められています(所法28③)。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下である場合	65万円
162万5,000円を超え180万円以下である場合	収入金額×40%
180万円を超え360万円以下である場合	収入金額×30%+18万円
360万円を超え660万円以下である場合	収入金額×20%+54万円
660万円を超え1,000万円以下である場合	収入金額×10%+120万円
1,000万円を超える場合	220万円

なお、月々(日々)の源泉徴収税額を求める際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表や日額表など)には、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度この給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の給与等の金額を基に「年末調整のための算出所得税額の速算表」を使用して税額を求めることとなりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めます(所法28④、190)。

2 所得控除及び税額控除

所得税は、納税者の担税力に応じた課税を行うなどのため、各種の控除を行うこととしていますが、源泉徴収の際に控除されるものの種類及びその控除を受けるために提出しなければならない申告書は、次の表のとおりです。

控除の種類		区分	平成30年分の控除額	控除を受けるために提出する申告書とその提出時期
所得	社会保険料控除(所法74) 小規模企業共済等掛金控除(所法75)	給与等から控除したもの	控除した保険料・掛金の全額	(申告不要)
		本人が直接支払ったもの	支払った保険料・掛金の全額	「給与所得者の保険料控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで
所得	生命保険料控除(所法76)	適用限度額12万円	一般の生命保険料	新生命保険料 最高 40,000円 旧生命保険料 〃 50,000円
			個人年金保険料	新個人年金保険料 〃 40,000円 旧個人年金保険料 〃 50,000円
新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方 〃 40,000円				
介護医療保険料 〃 40,000円				
地震保険料控除(所法77)		地震保険料だけの場合 〃 50,000円		
		旧長期損害保険料だけの場合 〃 15,000円		
	地震保険料と旧長期損害保険料との両方がある場合 〃 50,000円			
障害者控除(所法79)	一般の障害者 270,000円			
	特別障害者 400,000円			
	同居特別障害者 750,000円			
寡婦控除(所法81) 〔措法41の17〕	一般の寡婦 270,000円			
	特別の寡婦 350,000円			
寡夫控除(所法81)	270,000円			
勤労学生控除(所法82)	270,000円			
扶養控除(所法84) 〔措法41の16〕	一般の控除対象扶養親族 380,000円			
	特定扶養親族 630,000円			
	老人扶養親族	同居老親等以外の者 480,000円 同居老親等 580,000円		
	基礎控除(所法86) 380,000円			
配偶者控除(所法83)	一般の控除対象配偶者 最高 380,000円*1			
	老人控除対象配偶者 〃 480,000円*1			
配偶者特別控除(所法83の2)	〃 380,000円*2			
税額控除	(特定増改築等) (措法41、41の2、41の)	〃 600,000円	住宅借入金等特別控除 (2の2、41の3の2)	「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで

- (注) 1 月々(日々)の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)などによって行うこととされています。
 なお、税額表には上記の表の障害者控除から配偶者特別控除までの各控除が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度これらの控除額の計算をする必要はありません。
- 2 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者(特別)控除及び(特定増改築等)住宅借入金等特別控除について、詳しくは、年末調整の時期に税務署から配布される説明書(「年末調整のしかた」)を参照してください(「年末調整のしかた」は国税庁ホームページにも掲載されます)。
- 3 上記のほか、確定申告書を提出して受ける控除として、雑損控除(所法72)、医療費控除(所法73、措法41の17の2)、寄附金控除(所法78、措法41の18①、41の18の2①、41の19)、配当控除(所法92、措法9)、外国税額控除(所法95、95の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18②)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2②)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)及び給与所得者の特定支出控除(所法57の2)があります。

(※1) 次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

所得者の合計 所得金額	配偶者の合計 所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円以下	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

(※2) 次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

所得者の合計 所得金額	配偶者の合計 所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円

3 控除対象者等の範囲

配偶者控除の対象者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

(同一生計配偶者)

給与等の支払を受ける人の配偶者でその給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）のうち、合計所得金額が38万円以下である配偶者をいいます（所法2①三十三）。

[注意事項]

- 1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません（基通2-46）。
 - 2 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（所法2①三十口、措法8の4③、31③一、32④、37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2④⑧、37の13の2⑨、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、基通2-41）。
 - (1) 純損失の繰越控除、雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
 - (2) 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (3) 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））
 - (4) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (5) 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (6) 退職所得金額
 - (7) 山林所得金額なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通3-1、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（譲）37の11の5-1）。
- イ 利子所得又は配当所得のうち、
- (イ) 源泉分離課税とされるもの
 - (ロ) 確定申告をしないことを選択した一定の利子等又は配当等
- ロ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預金等の懸賞金等及び割引債の償還差益
- ハ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの
- 3 配偶者の所得が給与所得だけの場合や家内労働者等の事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下になります。
 - 4 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋で生活をしていることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちの誰かが、勤務や修学、療養のために他の親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくるなど、常に生活費や学資金、療養費等が送金されているときは、生計を一にしていることとなります（基通2-47）。

(控除対象配偶者)

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与等の支払を受ける人の配偶者をいいます（所法2①三十三の二）。

(老人控除対象配偶者)

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（平成30年分の所得税については、昭和24年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十三の三）。

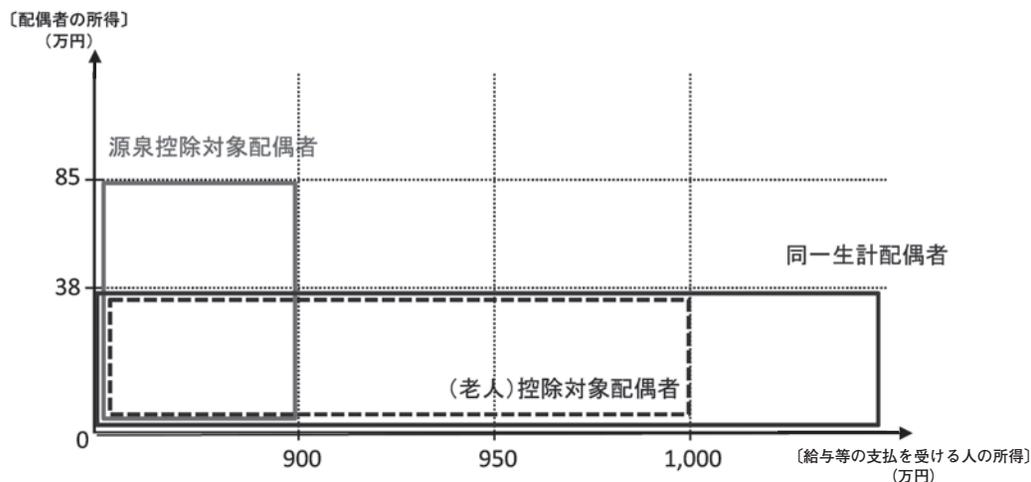
—(源泉控除対象配偶者)—

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）の配偶者で、その給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）のうち、合計所得金額が85万円以下である配偶者をいいます（所法2①三十三の四）。

〔注意事項〕

配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が150万円以下であれば合計所得金額が85万円以下になります。

【参考】 上記の同一生計配偶者から源泉控除対象配偶者を図示すると次のとおりです。



—(配偶者特別控除の対象とされる配偶者)—

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる人並びに青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下である人に限ります。）で、控除対象配偶者に該当しない人をいいます（所法83の2）。

〔注意事項〕

- 1 「配偶者控除」の適用を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。
- 2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が103万円以下のとき又は2,015,999円を超えるときは、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 3 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者はこの控除の適用を受けることはできません。

—(扶養親族)—

給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者、青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十四）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「親族」とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。
- 2 ここにいう「親族等」には、上記「親族」のほか児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。

—(控除対象扶養親族)—

扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成30年分の所得税については、平成15年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の二）。

—(特定扶養親族)—

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成30年分の所得税については、平成8年1月2日から平成12年1月1日までの間に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の三）。

—(老人扶養親族)—

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（平成30年分の所得税については、昭和24年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の四）。

—(同居老親等)—

老人扶養親族のうち、給与等の支払を受ける人又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、給与等の支払を受ける人又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（措法 41 の 16 ①）。

—(一般の障害者・特別障害者)—

一般の障害者又は特別障害者とは、給与等の支払を受ける人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます（所法 2 ①二十八、二十九、所令 10）。

- ① 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が 1 級である者と記載されている人は、特別障害者になります。
- ④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が 1 級又は 2 級の人は、特別障害者になります。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑧ 年齢 65 歳以上（平成 30 年分の所得税については、昭和 29 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の①、②又は④に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、上記の①、②又は④に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人は、特別障害者になります。

—(同居特別障害者)—

同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で、給与等の支払を受ける人、その配偶者又は給与等の支払を受ける人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（所法 79 ③）。

—(寡婦)—

給与等の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人をいいます（所法 2 ①三十、所令 11）。

(1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人

- ① 夫と死別した後、婚姻していない人
- ② 夫と離婚した後、婚姻していない人
- ③ 夫の生死が明らかでない人

なお、この場合の「生計を一にする子」には、他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族になっている人及び所得金額の合計額が 38 万円を超えている人は含まれません。

(2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が 500 万円以下である人

- ① 夫と死別した後、婚姻していない人
- ② 夫の生死が明らかでない人

〔注意事項〕

給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が 688 万 8,889 円以下であれば、合計所得金額が 500 万円以下になります。

—(特別の寡婦)—

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人をいいます（措法 41 の 17）。

(寡夫)

給与等の支払を受ける人自身が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十一、所令11の2）。

- (1) 妻と死別し、又は離婚してから婚姻をしていないこと、あるいは妻の生死が明らかでないこと。
- (2) 生計を一にする子があること。
- (3) 合計所得金額が500万円以下であること。

〔注意事項〕

この場合の「生計を一にする子」の範囲及び「合計所得金額が500万円以下」となる場合の給与等の収入金額については、前ページ「寡婦」の場合と同様です。

(勤労学生)

給与等の支払を受ける人自身が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十二、所令11の3）。

- (1) 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。
 - ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
 - ② 国、地方公共団体、学校法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術を教授するなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
 - ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- (2) その年の合計所得金額が65万円以下であり、かつ、自己の勤労に基づいて得た給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であること。

〔注意事項〕

給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。例えば、アルバイトにより給与収入がある学生の場合、そのアルバイト以外に収入がなく、年間のアルバイトの収入金額が130万円以下であれば、この控除を受けることができます。

4 控除を受けるための提出書類

(1) 国外居住親族

非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、給与所得者の扶養控除等申告書にその親族に係る「親族関係書類」^(注1)を添付する必要があります（所法194④）。

年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、この申告書に国外居住親族と生計を一にする事実を記載した上で、「送金関係書類」^(注2)を添付して提出するか、又はその申告書の提出の際に「送金関係書類」を提示する必要があります（所法194⑤⑥）。

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

2 「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

3 国外居住親族に係る配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、「配偶者控除等申告書」に、その配偶者に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して提出又は提示する必要があります。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、その配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

(2) 勤労学生

上記3「(勤労学生)」の(1)②又は③に該当する人が勤労学生控除を受けるためには、学校等から主務大臣の証明書の写しと学校長等の証明書の交付を受け、これを「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に添付して提出又は提示する必要があります。

5 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年の中途中で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年の中途中で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法 85、措法 41 の 16 ②、41 の 17 ②、基通 85-1）。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかの判定は、これらの申告書を提出する日の現況によります。この場合、その判定の要素となる所得金額についてはこれらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります。

V 税額表の適用方法

1 税額表の適用区分

(1) 毎月（日）の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は税額表を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無、給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与等の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与等の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含まれます。）給与等をいいます。ただし、一の支払者から継続して2か月を超えて給与等が支払われた場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません（所令 309、基通 185-8）。

(2) 年末調整の際に使用する税額の速算表

年末調整の際における年税額は、次の速算表により求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除し、その控除後の金額（年調所得税額）に102.1%を乗じて求めます。なお、年末調整の概要については19ページを参照してください。

(平成 30 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5 %	-	(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 円超 17,420,000 円	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円

- (注) 1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が 17,420,000 円を超える場合は、平成 30 年分の年末調整の対象となりません。

2 税額表の使い方

毎月(日)の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月(日)分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- (2) 税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用されています。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。)との合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その一に該当するごとに扶養親族等の数に 1 人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族(年齢 16 歳未満の人を含みます。)のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に 1 人を加算した数を扶養親族等の数とします。

なお、配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

また、扶養親族等の数を算定する際には、下記の〔扶養親族等の数の算定方法〕を参考にしてください。

【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の表のとおりです。

		給与等の支払を受ける人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の支払を受ける人の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 { 1,120 万円超 } { 1,170 万円以下 }	950 万円超 1,000 万円以下 { 1,170 万円超 } { 1,220 万円以下 }	1,000 万円超 (1,220 万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額				
	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	38 万円超 85 万円以下 { 103 万円超 } { 150 万円以下 }	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

〔扶養親族等の数の算定方法〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね下図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、下図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、下図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

(凡例) □ 所得者 (配) 配偶者 (※の金額は配偶者の合計所得金額(見積額)を示します。) (障) (特別)障害者

【下図中の点線囲みの図形は扶養親族等の数に含まれません。】

設	給与所得者の合計所得金額(見積額)	900万円以下	※85万円超	※85万円超	※85万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※38万円超 85万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※38万円以下 (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者)	等扶養親族の数
		900万円超	※38万円以下 (同一生計配偶者)	※38万円超	※38万円以下 (同一生計配偶者)			
例								1
								2

《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

(凡例) □ 所得者 (扶) 控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の人) (扶) 扶養親族のうち年齢16歳未満の人 (注)扶養親族等の数には加算しません。

△ 寡婦(特別の寡婦を含みます。)又は寡夫 △ 学 勤労学生 △ 障 (特別)障害者 (同障) 同居特別障害者

設	□	□—(扶)	□—(扶)	□—(扶)—(同障)	□—(扶)
	□—(扶)	□—(障)	△ 寡	□—(扶)—(同障)	□—(扶)—(同障)
例	□—(学)	□—(扶)	□—(扶)	□—(扶)	□—(扶)—(同障)
	□—(扶)	□—(障)	□—(扶)—(同障)	□—(扶)—(同障)	□—(扶)—(同障)
等扶養親族の数	0	1	2	3	4

VI 税額の求め方（平成 30 年分）

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができます。

なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法によりその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます（所法 189、昭 63 大蔵省告示 185 号（平 29 財務省告示 88 号改正）、復興財確法 29、平 24 財務省告示 116 号（平 29 財務省告示 96 号改正））。

1 月額表甲欄の使用例（給与と所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 給与等の支給額（月額） | 416,000 円 |
| (2) 給与等から控除する社会保険料等 | 59,078 円 |
| (3) 扶養親族等の数 | 2 人 |
- （源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族 1 人）

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,922 円（416,000 円 - 59,078 円）となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,922 円が含まれる「356,000 円以上 359,000 円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄との交わるところに記載されている金額 7,450 円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

（三） （月 額 表）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲					
		扶 養 親 族 等					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
以 上	未 満	税					
円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	
350,000		12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	
353,000		12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	
356,000		13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	
359,000		13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	
362,000		13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	

「扶養親族等の数 2 人」の欄

356,922円が
含まれる行

求める
税 額

〔源泉徴収簿への記入〕

月々の給与等の支払額や社会保険料等の額、源泉徴収税額などは「給与所得に対する源泉徴収簿」に記録しておき年末調整などに使用します。

〔記載例〕源泉徴収簿

甲欄		乙欄		所 属		職 名		住 所		（郵便番号 173 - 8530）	
				経理課		事務職員		東京都板橋区大山東町 35-1			
区 分	月 日	支 給 月 日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算 出 税 額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき還付又は徴収した月区分	
										申告の有無	源泉控除対象配偶者
平成30年分	1	19	412,000円	59,066円	352,934円	2人	7,210円		7,210円	有・無	有・無
	2	20	410,000	59,060	350,940	2	7,210		7,210	有・無	有・無
	3	20	416,000	59,078	356,922	2	7,450		7,450	有・無	有・無
	4										

〔注〕 この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成されているものですが、給与等の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを使用して差し支えありません。

2 月額表乙欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない場合）

（設例）

- (1) 給与等の支給額（月額）…………… 80,750 円
- (2) 給与等から控除する社会保険料等…………… なし

〔税額の計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額 80,750 円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750 円が含まれる「88,000 円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の 3.063% に相当する金額」となっています。したがって、2,473 円（80,750 円× 3.063%、1 円未満の端数は切り捨てます。）がその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

3 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

4 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

- (1) 賞与の支給額…………… 554,000 円
- (2) 賞与から控除する社会保険料等…………… 79,477 円
- (3) 前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額…………… 200,820 円
- (4) 扶養親族等の数…………… 2 人
（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族 1 人）

〔税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820 円が含まれている「133 千円以上 269 千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率（設例の場合には「2.042%」）を求めます。これがその賞与の金額に乗する率になります。

- ② 賞与の金額 554,000 円から社会保険料 79,477 円を控除した残額 474,523 円に 2.042% を乗じた金額 9,689 円 (474,523 円 × 2.042%、1 円未満の端数は切り捨てます。) が、その賞与から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親						
	0 人		1 人		2 人		3 人
	前 月 の 社 会 保 険 料						
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000 %	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	
2.042	68	79	94	243	133	269	
4.084	79	252	243	282	269	312	
6.126	252	300	282	338	312	369	
8.168	300	334	338	365	369	393	

「扶養親族等の数 2 人」の欄

賞与の金額に
乗すべき率

前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820 円が含まれる行

Ⅶ 年末調整

年末調整とは、給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする際、給与等の支払を受ける各人別に、それまでその年中に給与等を支払う都度、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の給与等の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。したがって、この年末調整は、給与等の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与等の支払をする際に行います（所法 190）が、年の途中で死亡退職した人や海外の支店への転勤により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います（基通 190-1）。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与等は、年末調整の対象になりません。

- (1) 国内に住所や 1 年以上の居所を有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) その年中に支払を受ける給与等の収入金額が 2,000 万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

3 年末調整の対象となる給与等

年末調整の対象となる給与等は、その年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支払うことが確定した給与等です。したがって、実際にその給与等を支払ったかどうかに関係なく、その年中に支払うことが確定している給与等は、たとえ未払であっても、その年中の給与等に含めて年末調整を行うこととなります。

4 年末調整の手順

年末調整の手順については、毎年、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書（「年末調整のしかた」）を参照してください（「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページにも掲載されます。）。

VIII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、e-Tax（イータックス）を利用して納付するか又は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、納付期限（3ページ参照）までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署で納付します（所法183①）。

また、納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Tax ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】でご確認ください。

(注) 1 法人の法人税法第2条第15号に規定する役員^(*)に対する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までに支払がなされない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、その未払賞与について源泉徴収をすることになっています（所法183②）。

(*)「役員」とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の人で法人の経営に従事している人のうち一定の人をいいます。

2 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」の記載例は、34ページを参照してください。

IX 給与等の支払明細書の交付

国内において給与等の支払をする者は、支払の際に、給与等の金額、源泉徴収税額など必要な事項を記載した支払明細書とその支払を受ける人に交付しなければならないことになっています（所法231①、所規100①）。

(注) 1 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^(*)を得て、書面による給与等の支払明細書（以下「支払明細書」といいます。）の交付に代えて、支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています。この提供により、給与等の支払をする者は、支払明細書を交付したものとみなされます（所法231②③、所令356）。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により支払明細書を交付する必要があります。

(*) 給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。

2 給与等の支払を受ける人に支払明細書を交付しなかったり、偽りの記載をして交付（電磁的方法により提供）したりした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すこととされています（所法242①七）。

参考 源泉徴収関係書類の電子提出

給与等の支払をする者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしていることについて所轄税務署長の承認を受けている場合^(注1)には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができることとされています^{(注2)(注3)}（所法198、203、所令319の2、319の4、所規76の2、77）。

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3 給与所得者の配偶者控除等申告書
- 4 給与所得者の保険料控除申告書
- 5 退職所得の受給に関する申告書

(注) 1 承認を受けるための申請書を提出した日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の翌月末日において承認があったものとみなされます。

2 これらの申告書に記載すべき事項の電磁的提供に当たっては、①給与等の支払をする者が発行した個々の受給者の識別ができるID及びパスワード又は②受給者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をもって、これらの申告書にすべき本人の署名・押印に代えることができます。

3 申告書に添付すべき証明書類については、従前どおり書面による提出又は提示が必要となります。

第3 退職所得の源泉徴収事務

居住者に支払う退職所得の源泉徴収事務は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額を計算し、②退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（課税退職所得金額）^④を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」（22ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って税額（所得税及び復興特別所得税の額）を計算し、③退職手当等を支払う際にその税額を源泉徴収して納付する事務です。

（注）退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合の課税退職所得金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。

I 退職所得の範囲

退職所得とは、退職したことにより一時に支払われる退職手当や退職金、一時恩給などをいいます（所法30①、31）。

なお、死亡したことにより退職した人に支払う退職手当等は、通常その遺族の相続税の課税対象となりますので、所得税は課税されません（基通9-17）。

II 退職手当等の区分

退職所得は、その年中に支払を受ける退職手当等の区分に応じ、次の課税退職所得金額を課税標準として、他の所得と分離して課税することとされています（所法22①③、30①②、所令71の2①）。

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$\left(\begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$
特定役員退職手当等の場合	$\begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array}$
一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合	$\left(\begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \right) \times \frac{1}{2}$

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます（所法30④、所令71の2①）。

（注）特定役員退職所得控除額の計算方法など特定役員退職手当等がある場合の源泉徴収について、詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

III 退職所得控除額

退職所得控除額は、一般の退職の場合、退職した人がその会社などに就職してから退職するまでの勤続年数に応じて、次のように定められています（所法30③、所令69）。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数
20年を超える場合	80万円+70万円×（勤続年数-20年）

退職所得控除額の計算に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 退職所得控除額は、勤続年数に応じて「源泉徴収のための退職所得控除額の表」により求めます。
- 2 勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とします（所令69②）。
（例：21年3か月→22年）
- 3 計算した退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円とします（所法30⑤二）。
- 4 障害者となったことに直接起因して退職した場合には、一般の退職の場合の金額に一律100万円を加算した金額を退職所得控除額とします（所法30⑤三）。

IV 税額の求め方(平成30年分)

(設例)

- (1) 勤続期間 …………… 昭和63年10月1日就職～平成30年3月31日退職
- (2) 退職手当等の金額 …………… 1,700万円(一般退職手当等)
- (3) 退職の理由 …………… 定年退職

(注) この設例は「退職所得の受給に関する申告書」が提出されている場合の例ですが、この申告書が提出されていない場合には、退職手当等の収入金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります(所法201③、復興財確法28②、31①②)。

なお、この申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、源泉徴収義務者が保存するものとされています(所規77⑦)。

〔税額の計算〕

- ① 勤続年数は、29年6か月ですから1年未満の端数を切り上げて30年となります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
- ③ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額を2分の1して課税退職所得金額を求めます。
 $(1,700万円 - 1,500万円) \times \frac{1}{2} = 100万円$
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って税額を計算します。

(源泉徴収のための退職所得控除額の表)

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
24年	10,800千円	10,800千円
25年	11,500	12,500
29年	14,300	15,300
30年	15,000	16,000
31年	15,700	16,700
32年	16,400	17,400

$(100万円 \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050円$

これがその退職手当等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

退職所得の源泉徴収税額の速算表(平成30年分)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$
1,950,000円超 3,300,000	10%	97,500円	$((A) \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\%$
3,300,000 〃 6,950,000	20%	427,500円	$((A) \times 20\% - 427,500円) \times 102.1\%$
6,950,000 〃 9,000,000	23%	636,000円	$((A) \times 23\% - 636,000円) \times 102.1\%$
9,000,000 〃 18,000,000	33%	1,536,000円	$((A) \times 33\% - 1,536,000円) \times 102.1\%$
18,000,000 〃 40,000,000	40%	2,796,000円	$((A) \times 40\% - 2,796,000円) \times 102.1\%$
40,000,000 〃	45%	4,796,000円	$((A) \times 45\% - 4,796,000円) \times 102.1\%$

(注) 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第4 報酬・料金等の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う報酬・料金等の源泉徴収事務は、原稿料、講演料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、税理士報酬、外交員報酬、出演料、ホステスの報酬などの報酬・料金等の支払者が、その支払の際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

源泉徴収の対象とされている報酬・料金等の範囲及び税額の計算方法は、次の表のとおりです。

なお、給与等の支払がない個人又は常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人は、次表の9に掲げるホステスなどの報酬・料金を支払う場合を除き、源泉徴収を行う必要はありません(所法184、204②)。

I 居住者に対して支払う報酬・料金等

(所法 204、205、所令 320、321、322、措法 41 の 20、復興財確法 28、31)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
1 弁護士、税理士などの業務に関する報酬・料金 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	支払金額×10.21% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20.42%
2 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(支払金額－1万円)×10.21%
3 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	$\left\{ \text{その月中の報酬・料金} - \left[12\text{万円} - \frac{\text{その月中の給与等の額}}{\text{その月の日数}} \right] \right\} \times 10.21\%$
4 原稿料、講演料など 原稿料、挿絵料、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、講演料、芸芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、投資助言業務に係る報酬・料金、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬など	支払金額×10.21% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20.42%
5 次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 職業野球の選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、モデルなど	支払金額×10.21% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20.42%
6 芸能人などに支払う出演料等 (注) 一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料も含まれます。	
7 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	
8 プロボクサーの業務に関する報酬・料金	(支払金額－5万円)×10.21%
9 バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額－控除額)×10.21% (注) 控除額＝(5,000円×支払金額の計算期間の日数)－その計算期間の給与等の額
10 役務の提供を受けることを約することにより一時に支払う契約金 (注) 例えば、技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10.21% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20.42%
11 事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額－50万円)×10.21%
12 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(支払金額－月20万円)×10.21%
13 馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額－(支払金額×20%＋60万円)}×10.21%

- (注) 1 報酬・料金等の名目であってもその内容が給与等又は退職手当等に該当する場合は、給与等又は退職手当等として源泉徴収をします(所法 183、199、204 ②一)。
- 2 報酬・料金等には、物品その他の経済的利益により支払うものも含まれます。
- 3 報酬・料金等の金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合であっても、消費税及び地方消費税の額を含めた金額が源泉徴収の対象となる報酬・料金等の金額となります。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において、報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額とが明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません(平元直法 6-1(最終改正平 26 課法 9-1))。
- 4 報酬・料金の支払者が、その支払を受ける人の旅行、宿泊などの費用を負担する場合も源泉徴収の対象となりますが、その費用を報酬・料金の支払を受ける人に支払わず、交通機関やホテルなどに直接支払い、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内であれば、源泉徴収をしなくて差し支えありません(基通 204-4)。

Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法 174、175、212 ③、213 ②、所令 298、299、復興財確法 28、31)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額 - (支払金額 × 20% + 60万円)} × 10.21%

第5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（法人税法に規定する適格現物分配に係るものを除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です（所法 24、25、174、181、182、212、213、措法 8 の 3、9 の 2、9 の 3、9 の 3 の 2、37 の 11 の 6、復興財確法 28、31）。

（注）みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③非適格株式分配、④資本の払戻し、⑤残余財産の分配、⑥自己株式の取得等（自己株式又は出資の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当等とみなされるものをいいます。

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、源泉徴収を行うことになっています（所法 181 ②）。

1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、15.315%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税 5%）です。

- （注）1 発行済株式の総数等の 3% 以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記「2 上場株式等以外の配当等の場合」に該当することになります）。
- 2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等などが含まれます。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20.42%（住民税なし）です。

第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内源泉所得のうち源泉徴収の対象となる国内源泉所得を支払う際に、一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類と税率等は次のとおりです（所法 24、161、212、213、措法 8 の 2、9 の 3、9 の 3 の 2、37 の 11 の 4、37 の 11 の 6、41 の 9、41 の 12、41 の 12 の 2、41 の 22、復興財確法 28、31）。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 組合契約 ^(注1) に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分(所法161①四)	20.42%
② 国内にある土地、土地の上に存する権利、建物及びその附属設備又は構築物の譲渡による対価(所法161①五) ※ 譲渡対価の金額が1億円以下で、かつ、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人が支払うものを除きます。	10.21%
③ 国内において次のような人の人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う非居住者又は外国法人に支払うその人的役務の提供の対価(所法161①六) イ 映画や演劇の俳優、音楽家などの芸能人、職業運動家 ロ 弁護士、公認会計士、建築士などの自由職業者 ハ 科学技術、経営管理などの分野に関する専門的知識や特別の技能のある人	20.42%
④ 国内にある不動産、不動産の上に存する権利又は採石権の貸付け、租鉱権の設定、居住者や内国法人に対する船舶や航空機の貸付けによる対価(所法161①七) ※ 土地家屋等の貸付けによる対価で、その土地家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人が支払うものを除きます。	20.42%
⑤ 日本国の国債、地方債又は内国法人の発行する債券の利子、外国法人の発行する債券の利子のうちその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの、国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等(所法161①八)	15.315% ^(注2)
⑥ 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当や剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息、国内にある営業所等に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配(所法161①九)	20.42%
⑦ 国内において業務を行う者に対するその国内業務に係る貸付金の利子(所法161①十)	20.42%
⑧ 国内において業務を行う者から受ける次の使用料又は対価でその国内業務に係るもの(所法161①十一) イ 工業所有権などの技術に関する権利、特別の技術による生産方法、ノウハウなどの使用料又はその譲渡の対価 ロ 著作権、著作隣接権、出版権などの使用料又はこれらの権利の譲渡の対価 ハ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の使用料 ニ 上記ロ又はハの資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料	20.42%
⑨ 給与等その他の人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う勤務等に基因するもの、公的年金等のうち一定のもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するもの(非居住者のみ)(所法161①十二)	20.42%
⑩ 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金品(所法161①十三)	20.42%
⑪ 国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社や損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金等(所法161①十四)	20.42%
⑫ 国内にある営業所等が受け入れた定期積金の給付補填金等(所法161①十五)	15.315%
⑬ 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配(所法161①十六)	20.42%

(注) 1 「組合契約」とは、所得税法第161条第1項第4号に規定する組合契約をいいます。

2 振替国債の利子、振替地方債の利子及び一定の振替社債等の利子等については、一定の要件の下に、源泉徴収が免除されます(措法5の2、5の3)。

〔参考〕

以下の国内源泉所得については、次の税率とされています。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 次に掲げる収益の分配等（所法24、措法8の2） イ 公社債等運用投資信託（公募のものを除きます。）の受益権の収益の分配 ロ 特定目的信託（公募のものを除きます。）の社債的受益権の収益の分配	15.315%
② 上場株式等の配当等（措法9の3、9の3の2） ※ 発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受ける配当等を除きます。	15.315%
③ 源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（措法37の11の4） ※ 恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける場合に限りです。	15.315%
④ 国内において預入等をした懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の9）	15.315%
⑤ 割引債の償還差益（措法41の12）	18.378% (特定のもは 16.336%)
⑥ 割引債の償還金に係る差益金額（措法 41の12 の 2）	15.315% ^(注)

(注) 振替割引債の償還金に係る差益金額については、一定の要件の下に、源泉徴収が免除されます（措法41の13の3）。

ご注意ください!!

普段、非居住者や外国法人と取引のない個人の方や法人であっても、非居住者や外国法人から国内にある不動産を譲り受けたり、借りたりした場合、その対価を支払う際には、源泉徴収をしなければなりません。

※ 個人の方が、自己又はその親族が居住するために譲り受けたり、借りたりした場合に支払うもの（譲り受けの対価については1億円以下のものに限りです。）については、源泉徴収の必要はありません。

非居住者又は外国法人に対する課税の特例

非居住者又は外国法人に対する課税については、次のような特例があります。

なお、詳しい手続などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

1 源泉徴収免除証明書によるもの

恒久的施設を有する非居住者又は恒久的施設を有する外国法人が、一定の要件を備えていることについて納税地の所轄税務署長から源泉徴収免除証明書（以下「免除証明書」といいます。）の交付を受け、この免除証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その免除証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得（当該非居住者又は外国法人の恒久的施設に帰せられるものに限りです。）のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています（所法 180、214）。

2 租税条約によるもの

非居住者又は外国法人の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約に定めるところにより、非居住者又は外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する所得税及び復興特別所得税が免除され、又は軽減されることがあります。この所得税及び復興特別所得税の免除又は軽減を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書その国内源泉所得の支払者を經由して税務署長に提出することとされています（実施特例省令1の2、2～9の11）。

3 外国居住者等所得相互免除法によるもの（台湾関係）

台湾に住所等を有する非居住者又は台湾に本店等を有する外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する所得税及び復興特別所得税が非課税とされ、又は軽減されることがあります。この所得税及び復興特別所得税の非課税又は軽減を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書その国内源泉所得の支払者を經由して税務署長に提出することとされています。（外国居住者等所得相互免税法施行規則 6①）

(注) 租税条約等の適用により、その条約等で定められている税率が所得税法や租税特別措置法に規定する税率以下となるものについては、復興特別所得税を併せて源泉徴収をする必要はありません（復興財確法 33④-、⑨-）。

第7 その他の所得に対する源泉徴収

次の所得などについても、源泉徴収が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

- ① 公社債及び預貯金の利子等 ② 定期積金の給付補填金等
- ③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等 ④ 公的年金等

第8 その他

I 源泉徴収税額の過誤納額の還付

税額計算の誤りなどにより納め過ぎた源泉徴収税額がある場合には、源泉徴収義務者は、納め過ぎとなった理由、還付を受けようとする金額等を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。所轄税務署において還付請求書の内容を検討し納め過ぎとなっている額が確認できた場合には、源泉徴収義務者に還付することとされています（国税通則法56）。

なお、年末調整による過納額の還付の請求については、これとは別に、その手続が定められていますので、詳細については毎年、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書（「年末調整のしかた」）をご参照ください（「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページにも掲載されます。）。

II 源泉徴収票及び支払調書の提出

給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、その支払の明細を記載した源泉徴収票や支払調書を一定の期限までに本人に交付したり、あるいは税務署長に提出しなければならないことになっています（所法225、226）。

以下、給与等及び退職手当等の源泉徴収票と報酬・料金を支払った場合の支払調書の提出等について説明します。

1 給与所得の源泉徴収票

- (1) 給与等の支払者は、各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与等の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに翌年1月31日まで（年の中途で退職した受給者については、退職後1か月以内）に、税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（所法226①、所規93①）（下記5(1)参照）。

なお、年の中途で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

(注) 外国人労働者が、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる場合についても、同様の取扱いとなりますので注意してください。

- (2) 給与等が、次のいずれかに該当するものである場合には、その給与等については、(1)にかかわらず源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（所規93②）。

イ 年末調整をした給与等（次のロ及びハの給与等を除きます。）で、その年の給与等の支払金額が500万円以下であるもの

ロ 法人の役員（相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。）に支払う給与等で、年末調整をしたその年の給与等の支払金額が150万円以下であるもの

ハ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、弁理士などに支払う給与等で、年末調整をしたその年の給与等の支払金額が250万円以下であるもの

ニ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した人に支払う給与等で、年末調整をしなかったその年の給与等の支払金額が250万円以下であるもの（役員の場合には、50万円以下であるもの）

ホ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しない人に支払う給与等で、その年の給与等の支払金額が50万円以下であるもの

- (3) 源泉徴収票の交付等に関して次のような特例が認められています。

イ 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^④を得て、書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています。この提供により、給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります（所法226④⑤）。

なお、給与所得のある人が確定申告を行う場合には、下記ハによる場合を除き確定申告書に給与所得の源泉徴収票を添付する必要がありますが、この場合には、下記ロによる場合を除き電磁的方法により提供を受けた人がプリントアウトしたのではなく、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります（所令262⑤）。

(注) 給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります(所令353①)。

ロ e-Taxにより確定申告を行う際の添付書類として、電磁的方法により提供される「給与所得の源泉徴収票」のうち、国税庁が定める一定のデータ形式で作成され、かつ、源泉徴収義務者等(交付者)の電子署名が付与されたものについては、オンライン送信が可能となっています。

ハ e-Taxを使用して所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を行う場合には、給与所得の源泉徴収票の添付に代えてその記載内容を入力して送信することができることとされています(この場合、税務署から提示又は提出を求められたときには、給与所得の源泉徴収票を提示又は提出する必要があります。)

2 退職所得の源泉徴収票

(1) 退職手当等の支払者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに退職後1か月以内に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません(所法226②、所規94①)(下記5(1)参照)。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめて、翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

(2) 法人の役員(相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。)以外の人に支払う退職手当等については、(1)にかかわらず、源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません(所規94②)。

(3) 退職所得の源泉徴収票についても上記1(3)と同様の取扱いが認められています。

3 報酬・料金等の支払調書

(1) 所得税法第204条第1項各号等に掲げる報酬・料金、契約金、賞金又は診療報酬の支払者は、その報酬・料金、契約金などについてその支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額並びにマイナンバー(個人番号)又は法人番号などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければならないこととされています(所法225①三、所規84①)(下記5(2)参照)。

(2) 次に掲げる報酬・料金などについては、(1)にかかわらず支払調書を税務署長に提出する必要はありません(所規84②)。

イ 診療報酬、職業拳闘家、外交員、集金人、電力量計の検針人の報酬・料金及びバー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの

ロ 広告宣伝のための賞金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの

ハ 馬主が受ける競馬の賞金については、同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれその1回の支払金額が75万円以下であるもの

ニ イ、ロ及びハの報酬・料金以外の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの

4 非居住者等の所得の支払調書

非居住者又は外国法人に給与等や報酬など一定の支払を行う者は、その支払を受ける者ごとにその支払金額や源泉徴収税額並びにマイナンバー(個人番号)又は法人番号(マイナンバー(個人番号)又は法人番号を有する者に限ります。)などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければならないこととされています(所法225①八、所規89)(下記5(2)参照)。

ただし、その年中の支払金額が50万円以下である場合には、提出する必要はありません(所法225①、所規89④)。

(注)「非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書」のほか、一部の調書については、提出期限や提出範囲が異なるものがあります。

5 源泉徴収票等を作成する際の注意事項

(1) 給与等又は退職手当等の支払者が税務署長に提出する源泉徴収票には、受給者等のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記載する必要がありますが、受給者に交付する源泉徴収票には、受給者等のマイナンバー(個人番号)又は法人番号は記載しないこととされています。

(2) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、支払をする者及び支払を受ける者のマイナンバー(個人番号)を記載して交付することはできません。

(3) 源泉徴収票や支払調書を税務署長に提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった源泉徴収票や支払調書の枚数が1,000枚以上であるものについては、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります(所法228の4①)。

(4) 給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、①税務署長に源泉徴収票や支払調書を期限までに提出しなかったり、偽りの記載や記録をして提出したりした場合、②その受給者に源泉徴収票を期限までに交付しなかったり、偽りの記載をして交付(電磁的方法により偽りの事項を提供)したりした場合には、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すこととされています(所法242①五、六)。

Ⅲ 災害被害者に対する救済

- (1) 給与等や報酬・料金、公的年金等の支払を受ける人が震災、風水害、落雷、火災のような災害により大きな被害を受けたときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災免法」といいます。）によって、源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けることができます（災免法3、復興財確法33①）。

なお、これにより徴収猶予や還付を受けた人は、確定申告書を提出して猶予税額や還付税額の精算をしなければなりません。

- (2) 災免法に基づき給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする場合には、所定の申請書とその支払者を経由して災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出^④（還付を受ける場合や報酬・料金について徴収猶予を受ける場合は、直接、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出）することとされています。

詳しい手続などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

（注）支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の名宛人は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください）。

Ⅳ 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額が還付される場合

源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- (1) 年の中途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与等について源泉徴収された税額が年税額を超える人
- (2) 災害により住宅や家財についてその価額の50パーセント以上の損害を受けたため、災免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- (3) 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人（(2)の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。）
- (4) 支払った医療費が、10万円か所得金額の合計額の5パーセント相当額かのいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- (5) 国や特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、ふるさと納税、認定特定非営利活動法人等の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法等の規定による寄附金控除を受けようとする人
- (6) 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法等の規定による配当控除を受けようとする人
- (7) 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- (8) 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- (9) 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20.42パーセントの税率で源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- (10) 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- (11) 認定特定非営利活動法人等に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する一定の寄附金が2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による所得税額の特別控除を受けようとする人
- (12) 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- (13) 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人又は一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- (14) 特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1相当額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受けようとする人
- (15) 健康の保持増進及び疾病の予防のために健康診断等を受け、かつ、一定の医薬品（スイッチOTC医薬品）に係る購入費の合計額が1万2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による医療費控除の特例を受けようとする人



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

※クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATMなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト(WEB版)用の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し電子納税や、クレジットカード納付のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ書面で提出します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

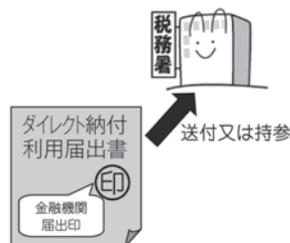
② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ページ)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードにつきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。



スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

☆☆ 電子納税やクレジットカード納付のしかた(源泉所得税)☆☆

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (前ページをご覧ください。) の後、電子納税やクレジットカード納付が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の可否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

区分	年度	支払期日	支払額	徴収額	納税区分
給与所得 (01)	平成30	1.25 ~ 6.25	12	3,240,000	63,400
退職所得 (02)	平成	~			
口振労働者の賃金 (03)	平成	~			
送付手続等 (04)	平成	~			
税引上の所得 (05)	平成	~			
役員賞与 (06)	平成	~			
税引上の支払 (07)	平成	~			
納税区分	住所 (電話) 03 - 1234 - 5678 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 氏名 株式会社 国税局 種類 株式会社 国税局 税				源泉徴収による不足税額 (08) 63,400 源泉徴収による超過税額 (09) 0 本税 63,400 延滞税 0 合計額 63,400

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

すぐに納付する場合は、納付日を指定する画面は表示されませんので、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続きを行います。

③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続きを行います。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

受信通知 (納付区分番号通知)

送られたデータを受け取れました。なお、日付、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がございますので、ご了承ください。

利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	株式会社 国税局
代表者等氏名	国税本部
受付番号	2018070912101705310
受付日時	2018/07/09 18:21:01
納付先	随時税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間	自 平成30年01月 至 平成30年06月
合計金額	63,400円
徴収高計算書の送付の可否	送付不要

受信データ (004)

ダイレクト納付

届出された預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

①

電子納税

「ATM/インターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の範囲に以下のとおり入力してください (入力エラーは、印刷されないこととなります。)

収納票番号	99999
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納付用確認番号を入力してください。
納付区分	1234567890
有効期限	平成30年09月09日
納付金額	63,400円

②

クレジットカード納付

納付先	随時税務署
納付金額	63,400円

クレジットカードにお引付を行う前には「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。なお、国税クレジットカードお支払サイトでは、国税庁長官が指定した納付受取者が運営する国税のクレジットカード納付専用サイトとなります。

③

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。

届出された預貯金口座の内容及び納付内容をご確認いただき、内容に誤りがない場合は、「上記内容を確認済み」チェックの上、「はい」ボタンを押してください。なお、国税クレジットカードお支払サイトでは、国税庁長官が指定した納付受取者が運営する国税のクレジットカード納付専用サイトとなります。加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	随時税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間 (自)	平成30年01月
課税期間 (至)	平成30年06月
登録名義	カブシキガイシャコクセイシヨウジ
金融機関名	国税銀行本店
預金種別	普通預金
口座番号	9999999
納付金額	63,400円

納付日を指定してください。
 納付日は、納付した日 (振替) として決定できません。
 納付日は、休日、祝日及び12月29日~1月1日は指定できません。

納付日 平成 年 月 日

上記内容を確認済み
 上記登録内容で納付を行いますか。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例

納付書には、納付する税額のほか、その月の給与等の支払を受ける人の数や給与等の支払額などを記載することになっています。

この納付書は3枚1組の複写式になっていますが、納付するときは切り離さずに最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口へ提出してください。

なお、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合には、この記載例の「納期特例分」の納付書を使用し、これ以外の源泉徴収義務者の場合には、「一般分」の納付書を使用してください。

(注) 給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与等や退職所得等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を年2回（7月と翌年1月）にまとめて納付する納期の特例の承認を受けることができます（詳しくは3ページを参照してください）。

< 納付する税額がない場合 >

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

〔設例〕 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

最初と最後の支払年月日

「納期等の区分」欄に記入した期間内における各月ごとの実人員の合計数

整理番号をお忘れなく!!

最初と最後の支払年月

国税 納金資金 (納付書)	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書	納 領収済通知書	(記入例) ¥1234567890				
整理番号	納期等の区分	税務署番号	税務署使用欄	整理番号	納期等の区分	証券受領	証券番号
32399	30	000△△△△△	110	00123456	3001	納期の特例分	3006
区分	支払年月日	実人員	金額	金額	金額	金額	金額
俸給・給料等 (01)	300125 ~ 0625	30	8959947	161340			
賞与(役員賞与を除く) (02)	300629 ~	3	950000	33844			
日雇労働者の賃金 (06)							
退職手当等 (07)							
税理士等の報酬 (08)	300115 ~ 0615	6	330000	33693			
役員賞与 (03)	300629 ~	2	900000	48092			
同上の支払確定年月日	300622						
住所 (所在地)	電話番号 00-0000-0000		年末調整による不足税額 (04)				
××市××2-2-2			年末調整による超過税額 (05)				
氏名	株式会社 ○○商店		本 税	276969			
摘要			延 滞 税				
			合 計 額	¥276969			

法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。

平成30年1月から6月までに支払った俸給・給料等の合計額とその税額

平成30年6月29日に支払った使用人分の賞与とその税額

平成30年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額とその税額

納付する税額の合計額

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、e-Tax（イータックス）を利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

電子納税には、①「ダイレクト納付」を利用する方法と、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

